

群馬用水土地改良区
BCP for Infectious Disease
大規模災害業務継続計画
【感染症編】

令和4年4月
(令和4年2月制定)

群馬用水土地改良区

目次

第1章 計画の目的と位置付け

1. はじめに
2. 「業務継続計画【地震編】」との関係

第2章 発生時の体制

1. 新型インフルエンザ等対策本部
2. 発生段階毎の組織体制

第3章 想定される被害状況

第4章 発生時に継続すべき優先業務

1. 業務継続の基本方針
2. 業務の分類

第5章 発生時業務継続のための執行体制・環境の整備

1. 必要な人員の確保
2. 意思決定の体制
3. 勤務体制の整備
4. 職員等の感染時等の対応
5. 通勤手段・方法
6. 季節性インフルエンザワクチンの定期的な接種
7. 感染防止対策の徹底
8. 業務委託者等との体制整備

第6章 発生段階に応じた対応について

1. 第一段階(海外発生期)の対応
2. 第二段階(国内発生早期)の対応
3. 第三段階(感染拡大期、まん延期、回復期)の対応
4. 第四段階(小康期)の対応

第7章 管理施設等に高病原性鳥インフルエンザが疑われる野鳥が確認された場合の対応

1. 鳥インフルエンザに対する対応
2. 連絡系統図の整備

第8章 計画の維持・管理等

1. 関係機関等との調整
2. 教育・訓練

第1章 計画の目的と位置付け

1. はじめに

新型インフルエンザ等は、過去、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となれば、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。鳥由来の新型インフルエンザ(H5N1。以下同じ)については、毒性が非常に強いとされており、また新型コロナウイルス(COVID-19。以下同じ)は感染力が強く、職員の集団感染(いわゆるクラスター)のおそれがある。これらが発生した場合は、出勤できる職員等(補助員、専門技術員、管理専門員等)(以下同じ)が制限され、大幅な業務の縮小と停滞を招き、利害者、関係機関はもとより多くの組合員等に影響を及ぼすことが想定される。(以下「新型インフルエンザ」と「新型コロナウイルス」を併せて「新型インフルエンザ等」とする。)

よって、新型インフルエンザ等発生時においても、安定した通水等に係る業務を継続することができるよう、継続・縮小・中断する業務の整理等、土地改良区が執るべき具体的な対応を「大規模災害業務継続計画【感染症編】」(以下「本計画」という。)として定めておくものである。

2. 「大規模災害業務継続計画【地震編】」との関係

業務継続計画については、別に大規模災害業務継続計画【地震編】を策定している。新型インフルエンザ等を対象とした業務継続計画を検討する際も、同業務継続計画との間では土地改良区の機能の維持という共通の目的や方針が存在し、その手法にも共通する要素が見られる。

しかし、地震災害の場合は突発的に発生した災害からの短期間での復旧に主眼が置かれるのに対し、新型インフルエンザ等の場合は長期間にわたり最低限国民生活の維持に必要な業務の継続を図ること等、表1に掲げるような相違点も多く見られる。

表1 業務継続計画における地震災害と新型インフルエンザ等の相違

項目	地震災害	新型インフルエンザ等
業務継続方針	○災害応急対策等に全力を挙げながら、できる限り業務の継続・早期復旧を図る	○感染リスクを勘案し、最低限の国民生活の維持に必要な業務に限定して継続する
被害の対象	○人的被害のほか、施設・設備等、社会インフラへの被害も大きい	○主として、人に対する被害が大きい
地理的な影響範囲	○被害が国内全域とはなりにくい	○被害が国内全域、全世界的となる
被害の期間	○過去事例等からある程度の影響想定が可能	○長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害制御	○主に兆候がなく突発する ○余震、津波等を除き被害量は事後の制御不可能	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害量は感染防止策により左右される

このため、本計画においては、【地震編】を参考としつつ、新型インフルエンザ等の場合において特に必要となる被害想定や人員計画等について個別に検討を行っていくこととする。

第2章 発生時の体制

1. 新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき政府対策本部が設置された場合若しくは職員等に感染者又は濃厚接触者が確認された場合、直ちに土地改良区に新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)を設置し、人員の確保や優先業務の継続等の必要な対策を講じるものとする。

対策本部における具体的な組織構成は図1のとおりとする。

図1 対策本部の組織構成

構成	役職	主な業務内容	備考
本部長	事務局長	本部総括	
副本部長	事務局次長	本部長補佐	
総務班	総務課員	感染状況の確認、共有 感染予防措置 在宅勤務管理に係る事項	
情報班	賦課徴収課企画係員	外部への情報提供、広報	
管理第一班	賦課徴収課徴収係員	業務継続に係る状況把握、指示等	
管理第二班	管理課員	業務継続に係る状況把握、指示等	
各班	全員	情報伝達、共有 感染者周囲の消毒	

2. 発生段階毎の組織体制

新型インフルエンザ等の発生段階毎の組織体制を表2に示す。なお、いずれの段階において、終息方向にあっては、発生段階毎に体制を縮小するものとする。

表2 発生段階毎の組織体制

発生段階	実施体制	体制の概要	主な業務
前段階 (未発生期)	(通常業務)	総務班	1)情報収集等 2)業務継続計画の策定
第一段階 (海外発生期)	(通常業務)	総務班	1)海外発生状況の確認 2)感染予防対策の啓発 3)業務継続にむけた準備
第二段階 (国内発生早期)	対策本部	第2章1.図1に示すとおり。	1)対策本部の運営 2)感染予防対策の開始 3)感染状況の確認及び感染時の対応周知
第三段階 (感染拡大期、まん延期、回復期)			1)感染状況の情報共有 2)感染予防対策の強化 3)職員等感染者への対応 4)業務の縮小・中断
第四段階 (小康期)			1)必要な物資の補充 2)業務継続計画の評価 3)感染予防対策の緩和、一部業務の再開

第3章 想定される被害状況

本計画作成にあたっては、新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドラインに従い、次のとおり想定する。

- 全人口の25%が感染し約2ヶ月間の流行の波が2～3回継続
- 本人の感染や家族の看病等のため全職員等の40%が欠勤
- 学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、移動の制限、経済活動が大幅に縮小
- 電力、上水道などのライフラインは概ね維持(国の目標)

社会・経済的な影響としては、企業において従業員本人の罹患や罹患した家族の看病等のため、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定され、さらに国等から在宅勤務の要請等に出勤不可能となる職員等はこれ以上となることも想定される。

また、不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞、多数の中小企業の経営破たん等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性もある。さらに、国民生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等が不足するおそれがあり、様々な場面で大きな影響が出ることが予想される。

新型インフルエンザ等発生段階ごとに想定される社会・経済状況と当該段階での土地改良区内での想定を表3に示す。(想定される社会・経済状況は「新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドライン」より)

表3 社会・経済状況の想定

	想定される社会・経済状況	土地改良区内での想定
海外で発生の疑い	<ul style="list-style-type: none"> ○帰国者が増加 ○出張や旅行の自粛 ○国、自治体等へ国民やマスコミからの問い合わせが増加 	<ul style="list-style-type: none"> ○発生の疑いがある国への渡航の自粛
第一段階 (海外発生期)	<ul style="list-style-type: none"> ○帰国者の大幅増や検疫の強化により、国内の空港・港湾で相当な混雑が発生 ○出張や旅行の自粛 ○国民の不安が増大し、国、自治体、保健所、医療機関等へ国民やマスコミからの問い合わせが増加 	<ul style="list-style-type: none"> ○海外渡航の自粛
	<ul style="list-style-type: none"> ○食料品・生活必需品に対する需要が増加 ○マスク、消毒液等の需要が増加 	<ul style="list-style-type: none"> ○防護具の事前調達
第二段階 (国内発生早期)	<ul style="list-style-type: none"> ○発熱相談センターや119番に相談の電話が急増 ○国、自治体等へ国民やマスコミからの問い合わせが急増 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員等の家族が感染する
	<ul style="list-style-type: none"> ○発生地域における学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業 ○発症者の濃厚接触者の外出自粛が要請され、出勤が困難になる事態も発生 	<ul style="list-style-type: none"> ○イベント、出張、大人数での会議等の中止 ○濃厚接触者に該当する職員等の出勤が困難になる事態も発生 ○時差出勤、在宅勤務の取り組み ○出張、対面会議の自粛
	<ul style="list-style-type: none"> ○一部事業者で不要不急の事業を縮小・休止する動き ○一部事業者で来訪者の入場制限、検温、手指消毒、マスク着用などを求める動き 	<ul style="list-style-type: none"> ○来訪者への感染防止対策の実施の動き ○不要不急の事業を縮小・休止

	○需要の急減が予想される業種では、非正規労働者の雇い止め等が増加	
第三段階 (拡大期、 まん延期、 回復期)	○抗インフルエンザウイルス薬を求める患者が多数医療機関に来訪するなど、混乱が発生 ○医療資源(医師・看護師、医薬品、人工呼吸器等)の不足により、一部に診療を中止する医療機関が出現	○職員等及び家族の感染者が急増
	○学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業等が全国に拡大	○臨時休校により子供の面倒を見るため休暇を取得する職員等が増加
	○公共交通機関の運行は概ね維持。利用者が減少した地域では、運行本数が減少	○通勤手段、方法の変更
	○電力、上下水道、ガス、電話などのライフラインは概ね維持 ※政府の新型インフルエンザ対策上の目標であるが、事態が悪化した場合、供給が停止する可能性もある。	○通常通りの管理が求められる ○班編制による出勤制限、エリア分けによる業務
	○流通・物流の停滞、生産・輸入の減少により食料品・生活必需品の供給不足が発生するおそれ ○マスク等の個人防護具の購入が困難になる可能性	○防護具が調達が困難になる ○職員等個人防護具の購入が困難になる
	○感染拡大に加え、学校・保育施設等の臨時休業や介護サービスの不足により、従業員の欠勤が増加(最大4割程度)	○職員等の欠勤が増加し更なる業務の縮小・中断
	○経済活動が大幅に縮小、企業の経営破たんが増加、雇用失業情勢が悪化	○委託先職員等の欠勤により当該業務の継続が困難
第四段階 (小康期)	○社会が安定し始める ○経済活動が一部正常化	○通常業務に戻る

土地改良区においても、職員等の感染及び看病等による休暇、在宅勤務による出勤制限等、関連事業者の休業、物資の不足など、業務を継続するために必要な人員、物資、情報等の必要資源が、新型インフルエンザ等のまん延により被害を受け、十分に得られない事態になることが想定される。

上記の想定については、「強毒型」の新型インフルエンザ(一般的に「鳥インフルエンザ(H5N1型)等」とされるもの)の流行を想定したものである。平成21年4月世界で流行した新型インフルエンザ(H1N1型)は「弱毒型」であり、「強毒型」の新型インフルエンザ等に対応する計画を作成し、選択適用すれば対応することが可能である。

なお、新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等に左右されるものであり、現時点で予測することは難しい。上記の想定に基づき本計画を策定するが、実際には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する必要がある。

第4章 発生時に継続すべき優先業務

1. 業務継続の基本方針

- 新型インフルエンザ等対策業務については優先的に実施する
- 一般業務については、適切に実施する
- 発生時継続業務については、感染防止対策を徹底し勤務態勢を工夫する
- 発生時継続業務以外の業務のうち感染拡大につながるおそれのある業務については極力中断する
- 新型インフルエンザ等症状のある職員に対しては、休暇の取得及び外出自粛の要請を徹底する(濃厚接触者含む)

土地改良区では、職員等の生命・健康を守るとともに、安定した通水等に係る業務を継続することができるように、適切な意思決定に基づき、新型インフルエンザ等対策に関する業務(以下「新型インフルエンザ等対策業務」という。)を優先的に実施するとともに、利水者ひいては地域住民の生活や経済活動の継続性確保のために必要な業務(以下「一般継続業務」という。)を継続する。

このため、新型インフルエンザ等対策業務及び一般継続業務(以下「発生時継続業務」という。)を実施及び継続できるよう、必要な人員体制、相互連携体制等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入することにより確保する。また、発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については極力中断する。

更に、発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染防止対策を徹底し、感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。新型インフルエンザ等様症状のある職員、家族に感染者がいる職員、職場等で患者と対面で会話や挨拶等の接触があった職員等に対しては、休暇の取得や外出自粛を要請する。

図3に新型インフルエンザ等対策時の業務構成を、図4に新型インフルエンザ等発生時の事業継続の時系列イメージを示す。

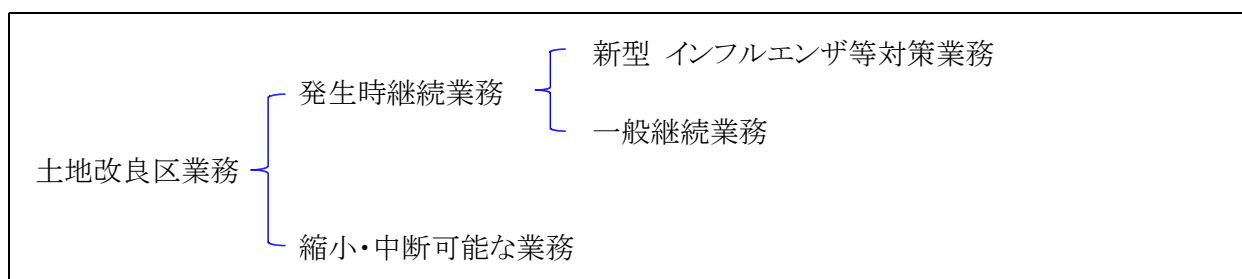


図3 新型インフルエンザ等対策時の業務構成

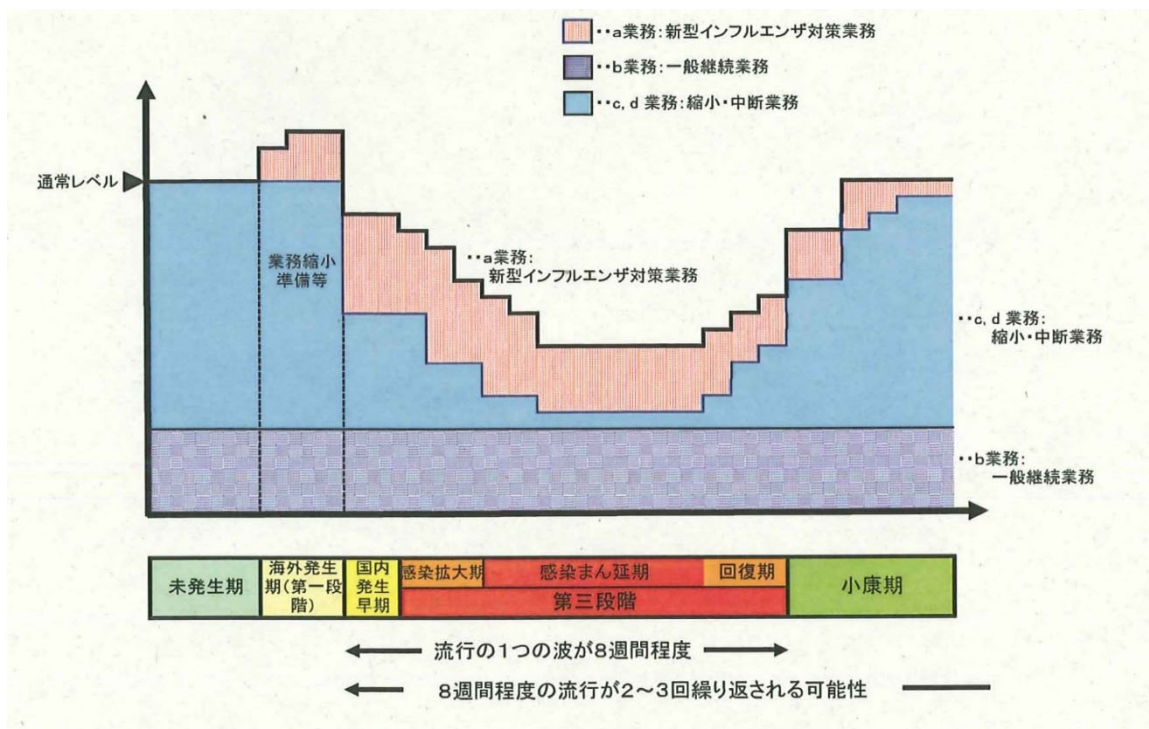


図4 新型インフルエンザ発生時の事業継続の時系列イメージ
 (新型インフルエンザによる健康被害が重篤である場合)
 出典: 新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドラインより

2. 業務の分類

(1) 発生時継続業務

1) 発生時継続業務の範囲

上記の基本方針を踏まえ、発生時継続業務とそれ以外の業務の分類について、事前に検討し明らかにしておく必要がある。そのため、各事務所等は、新型インフルエンザ等の発生段階に即し、所管する個々の業務について、発生時継続業務とそれ以外の縮小・中断業務に区分するなど、業務の仕分け作業を行うものとする。

分類にあたり各業務の位置付けは以下のとおりとする。

① 新型インフルエンザ等対策業務

新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するものを新型インフルエンザ等対策業務と位置づける。

② 一般継続業務

土地改良区の業務のうち、最低限の国民生活及び経済活動や組織の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより利害関係者には地域住民生活、経済活動に重大な影響を与えることから、まん延期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものを一般継続業務と位置づける。特に、発生時継続業務を実施・継続するための環境を維持するための業務(物品購入・契約、安全・衛生、庁舎管理等)も該当する。

なお、一般継続業務であっても、まん延期の行政需要の低下により、一定期間休止したり、業務量を縮小したりすることが可能なものがありうる。また、例えば、1週間に一度集中的に実施すれば対応できるものなどもあると考えられることから、業務の内容や作業手順を精査し、より少ない人員により、短時間で効率的に実施するための工夫を行うことが必要となる。

2) 個別の業務に関する留意事項

① 感染防止業務

事前に感染防止対策、資機材の備蓄、安否確認方法、勤務シフト案の作成等を検討するが、発生時に具体的に感染防止対策を講じるための業務は、新型インフルエンザ等対策業務に該

当する。感染防止策を実施するためには、マスク、消毒液の配布・補填、感染媒介の懸念がある箇所の消毒、訪問者の入館規制、面談場所の制限など、多数の庶務的な業務が必要となる。

② 広報関係業務

広報関係業務は、新型インフルエンザ等対策業務に該当する。新型インフルエンザ等対策を推進するとともに、一般継続業務以外の業務を円滑に縮小又は中断するためには、機構の業務継続に関する方針を利害者、関係機関等に周知し、理解を求めることが極めて重要である。このため、広報手段を確立し、発生時においても、関係機関等に十分な情報提供を行うことができる体制を整備する。

③ 予算関連等業務

予算・決算、土地改良区の組織の維持に必要最低限求められる業務は、一般継続業務に該当する。新型インフルエンザ等発生時には、職場での感染拡大を防止するとともに、できるだけ業務量を縮小するため、これらの業務について、可能な限り作業や手続きの簡素化を図ることが必要である。

(2) 発生時継続業務以外の業務

発生時継続業務以外の業務(縮小・中断業務)については、発生時から段階的に業務を縮小し、まん延期には可能な限り中断することとし、その場合の縮小・中断の手順や関係者への周知方法を検討しておく。

(3) 感染リスクと業務継続の考え方

業務の仕分けにあたっては次の点についても留意するものとする。

- 1) 新型インフルエンザ等発生時における各種業務の仕分けや、業務を縮小・中断する場合の勤務形態について検討する際には、個々の業務を実施する際の感染リスクも勘案する。
- 2) 発生時継続業務以外の業務のうち、感染のリスクが高い業務(窓口業務等人と接触することの多い業務)については、基本的には対面による業務を可能な限り縮小し、オンラインや郵送の活用などにより、必要最低限の接触により業務を継続する。
- 3) 特に不特定多数の者が集まる場を設定する業務(説明会等)については、書面やWEB会議、インターネットや電子メールの活用など代替手段を検討し、それが困難な場合には、中止又は延期する。
- 4) 感染リスクが高くても、やむを得ず継続することが求められる業務については、より感染リスクの低い実施方法への変更等を検討する。

表4 新型インフルエンザ等発生時における業務区分ごとの業務例

業務区分		業務の例	優先度
発生時 継続 業務	新型インフルエンザ等対策業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの 例: 対策本部の運営、人員の確保、感染防止業務 	高
	一般継続業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 最低限の国民生活及び経済活動の維持に必要な業務で縮小・中断が困難な業務 例: 防災対応業務、用水供給業務、維持管理業務 ■ 組織の維持等に必要な業務で縮小・中断が困難な業務 例: 予算関連業務、広報、庁舎管理業務、申請処理業務 	
縮小・中断業務		<ul style="list-style-type: none"> ■ 流行中も業務を中断できないが、発生時継続業務に該当せず、業務内容を縮小する業務 例: 支払業務、情報公開業務、訪問による徴収業務 ■ 流行の終息後に先送りすることが可能な業務 例: 企画・調査業務、使用承認業務 ■ 感染拡大防止等の観点から積極的な休止が望ましい業務 例: 研修、イベント関連業務 	低

第5章 発生時業務継続のための執行体制・環境の整備

第4章の発生時継続業務を遂行するため、必要な人員、物資等の確保などの執行体制について現状を確認し、今後の課題を抽出し対策を講じていくものとする。

なお、具体的な対応については、検討結果を随時本計画へ追記していくものとするが、詳細な事項は別途マニュアル等を作成するものとする。

1. 必要な人員の確保

(1) 人員の確保

- 1) 各事務所等は、第4章の業務の仕分けを踏まえ、欠勤率が最大40%となったり、新型インフルエンザ等対策業務の業務量が急激に増加した場合にも、発生時継続業務の実施に必要な人員確保に努める。
- 2) 人員調整は、国内での発生状況、職員等の感染状況や出勤状況に応じて、次により弾力的に対応する。
 - ① 人員調整は、業務の中断・縮小を行っても、業務の性質上、なお人員に不足が生じる場合に行う。

(2) 専門的な知識が必要な業務の代替性の確保

発生時継続業務を実施するために専門的な知識が必要となる業務(業務実施に特別な資格や技能が必要な業務等)については、担当職員が感染等により出勤できなくなることを想定し、スキルの標準化・教育訓練・バックアップ要員の確保など、可能な限り代替性を高めるための方策の実施について検討する。

(3) 職員等の応援体制

新型インフルエンザについては、発熱や咳(せき)、のどの痛みなど症状がはじまった日の翌日から7日目まで、新型コロナウイルスの場合は10日間の間外出をしないようにすることが必要と考えられる。応援派遣については、重症化しなければ1から2週間程度の期間となると想定されるため、事務所間の依頼出張の事務手続きを基本とする。この場合の旅費及び時間外勤務手当等の費用は、応援依頼事務所で負担するものとする。

2. 意思決定の体制

本計画においては最大で職員等の40%が欠勤する想定であり、特に、同一部局内で同一の業務を担当する立場の近い複数の者は常に近距離で執務・対話していることから同時期に感染する可能性がある。このため、意思決定過程に係る業務を行う複数の職員等が同時期に感染し、欠勤した場合には執務体制に問題が生じると考えられる。

出勤不可能で電話でのやりとりが不可能な事態が発生した場合、群馬用土地改良区防災計画細則別表2に準じて職務の代行を行うものとする。

3. 勤務体制の整備

計画的な勤務態勢を継続するとともに職場内での接触を低減するため、複数班による交代勤務態勢、又は執務室等の分散(エリア分け)を検討する。なお、在宅勤務等に必要な設備関連の整備を実施する。

4. 職員等の感染時等の対応

原則として表5のとおりとし、緊急の事態が発生又は予想される場合は臨時的、限定的な対応も検討するものとする。

表5 職員等の感染時等の対応

		本人・家族等の状況	本人の状況	事務所の対応	備考
本人に症状有り	—	本人が新型インフルエンザ等に罹患	自宅療養又は入院 所属長に届け出る	濃厚接触者の特定 多の職員について一定期間健康状態の把握に努める 本人の机、電話、パソコン等の消毒	
		本人が新型インフルエンザ等の症状を発症	保健所に相談し、その結果を所属長に報告する 速やかに医療機関を受診しその指示に従う	本人に速やかに医療機関を受診させる 本人に休暇取得を勧める	
本人に症状無し	本人と罹患者との接触有り	家族が新型インフルエンザ等に罹患	休暇取得又は在宅勤務 健康状態の継続的把握 所属長に届け出る	休暇取得又は在宅勤務を勧める 一定期間健康状態を報告させる	
		本人が濃厚接触者として外出自粛要請を受けた	特別休暇の取得又は在宅勤務	一定期間健康状態を報告させる	
	—	本人が保育所等休業のため出勤できない	休暇取得又は在宅勤務	—	
	—	その他	不要不急の外出を避け、感染防止に努める	—	

5. 通勤手段・方法

職員等の通勤時における感染リスクを低減するため、在宅勤務、時差出勤や自転車等による出勤について検討を行う。まずは自転車等、代替的通勤手段が検討されるべきであるが、公共交通機関を利用せざるを得ない場合には、可能な限り時差出勤又は在宅勤務を行うことが必要となる。

なお、時差出勤については、新型インフルエンザ等のまん延を防止でき、業務の継続を担保できると判断される場合は、就業規則に基づき職員等の始業時刻及び終業時刻を繰り上げ又は繰り下げることとする。

6. ワクチン接種

(1) 季節性インフルエンザワクチンの定期的な接種

季節性インフルエンザワクチンについては、これを接種することにより、医療機関の受診の必要性及び医療機関の混雑の可能性を減じることが期待できる。また、新型インフルエンザ等と従来からの季節性インフルエンザの双方に有効とされるタミフル・リレンザ等の抗インフルエンザウイルス薬が、新型インフルエンザ等感染拡大時に仮に不足するような事態になった場合においても、季節性インフルエンザワクチンを接種しておくことにより、季節性インフルエンザの感染の可能性を減じ、ひいては、抗インフルエンザウイルス薬の不足に直面する可能性を減じることが期待できる。

このように、新型インフルエンザ等発生時に混雑が予想される医療機関への受診の必要性を減じ、ま

た、抗インフルエンザウイルス薬の不足に直面する可能性を減じることが期待できることから、副反応のリスクを理解させたいと、職員等に対し、インフルエンザ予防接種を受けることを勧奨する。

(2) 新型コロナウイルスワクチン接種

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、予防接種法附則第7条第1項第2項の規定により同法第6条第1項の臨時接種とみなして実施するものであり、市町村長は対象者に対して接種勧奨をすることとされている。従って、副反応のリスクを理解させたいと、職員等に対し、早期に予防接種を受けることを勧奨する。

なお、接種にあたっては、業務継続を考慮しつつ特別休暇等を活用し、計画的に進めることとする。

7. 感染防止対策の徹底

通常のインフルエンザの主な感染経路は「接触感染」と「飛沫感染」であると考えられており、新型インフルエンザ等についても現段階ではその感染経路を特定することはできないものの、同様に「接触感染」と「飛沫感染」が主な感染経路として推測されている。このため、以下のような対策を実施することとする。

(1) 手洗い及び手指消毒の徹底

「接触感染」においては、患者の体液が付着した部位を免疫がない人が手指等で触れ、その手で自分の粘膜を触ることによって間接的に感染する。接触感染防止のためには手洗いの励行が効果的であり、流水と石けんを用いた手洗い又は濃度60～80%のアルコール製剤によってウイルスは死滅するとされていることから、手洗い・手指消毒に係る指導を徹底する。

(2) マスク着用、咳エチケット及びうがいの励行

一方、「飛沫感染」においては、感染者が咳やくしゃみをする時、ウイルスを含む5ミクロン以上の飛沫が1～2m飛散し、これを免疫のない人が吸い込み、粘膜に接触することで感染する。これに対しては、マスク着用の呼びかけ、ティッシュで口や鼻を押さえる等、「咳エチケット」の徹底やうがいの励行によって飛沫の拡散を防止する。

こうした対策は、主に感染者が他者への感染を予防するために行うものであるが、新型インフルエンザ等の潜伏期間は1～14日間にわたり、また、感染初期には季節性インフルエンザとの区別が付きにくいという傾向があることから、感染者や濃厚接触者でない職員等についても、咳エチケットの徹底等に関する呼びかけを行う。

(3) 「三密」(密集、密接、密閉)の回避

集団感染(クラスター)が発生する環境は、「換気が悪い」、「人が密に集まって過ごす空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」という共通点がある。従って、できるだけ、そのような場所に行くことを避けるとともに、やむを得ない場合には、「マスク着用」「換気をする」「大声で話さない」「相手と手が触れ合う距離での会話は避ける」といったことを心がける。

また、次の5つの場面は、感染リスクが高まるとされているので十分に注意を行う。

「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり」

(4) 来訪者の接遇

来訪者について、発熱症状のある場合には庁舎への入館を控えてもらうよう呼びかける看板等を庁舎入口に掲示し、来訪者への理解を促す。

窓口業務等で来訪者と継続的に接触する場合には、当該職員等にマスクの着用、来訪者との距離を1～2m以上とれるような配置とし、必要に応じ、検温の実施、透明アクリル板等の隔壁を設置する。

こうした措置について来訪者からの理解を呼びかける掲示物を作成し、来訪場所入口などに掲示するとともにホームページ等により周知する。

8. 業務委託者等との体制整備

発生時継続業務の運営又は遂行にあたり、業務委託者等の人員の確保が必要な業務については、発生時に必要な人員数や連絡先について事前に整理し、業務継続に不可欠なサービスを提供する業務委託者等に対し、業務継続に向けた協力を要請する。

第6章 発生段階に応じた対応について

1. 第一段階(海外発生期)の対応

(1)実施体制

世界保健機構(WHO)や国(厚生労働省、外務省等)から、海外で新型インフルエンザ等の発生が発表された場合、直ちに事務所において発生状況等の情報収集を行う。

(2)情報収集及び提供

①情報収集

国等から海外発生状況について情報収集を行うとともに、事務局は発生国に海外駐在職員あるいは出張職員がいる場合は安否の確認を行う。

②情報提供

収集した情報については必要に応じ職員等へ周知していく。

(3)予防・まん延防止

①職員等への感染予防措置

職員等に対して、新型インフルエンザ等に関する最新情報を周知し、自らの感染予防を促すとともに、家庭及び職場における感染予防についても徹底するよう指導する。

②海外渡航への対応

国等からの要請や感染状況に応じて、新型インフルエンザ等発生地域への海外渡航については延期・中止する等の推奨を行う。

(4)業務の継続

①重要業務等の周知

本計画で定めた縮小・中断すべき業務や継続すべき重要業務について、再度内容を確認するとともに職員等へ周知する。

②人員計画の確認等

状況に応じて速やかに対応できるよう協力要請の準備をしておく。

③業務委託者等への感染予防措置

重要業務を民間業者等に委託して実施している場合は、感染予防対策を実施するよう指導する。

2. 第二段階(国内発生早期)の対応

(1)実施体制

新型インフルエンザ等対策特別措置法政府対策本部が設置された場合若しくは職員等に感染者又は濃厚接触者が確認された場合、事務所に対策本部を設置するとともに、新型インフルエンザ等に関する情報収集及び提供、職員等への感染予防措置及び人員確保の準備等を行う。

(2)情報収集及び提供

①情報収集

引き続き、国、地方公共団体等から情報収集を行うとともに、事務所内での感染状況を確認する。

②情報提供

職員等及びその家族が感染した場合の対応方法について再度周知する。また、関係機関に対し機構の対応等について適時情報提供するとともに、ホームページ等の広報媒体を利用して情報提供を行う。

(3) 予防・まん延防止

① 症状が認められた職員等への対応

職員等が新型インフルエンザ等の感染について疑われる症状がある場合は、直ちに保健所に連絡するとともに、保健所の指示に従い医療機関等において受診するよう指導する。併せて、当該及び周囲の職員等の状況把握に努めるとともに、マスク等の物資を配布し、感染予防用具等の装着及び使用を義務付ける。

② 会議等の中止等

会議等は必要に応じ延期又は中止し、書面もしくはWEB会議に切り替える等の措置を講ずる。

③ 多数の一般市民が集まる行事等の中止等

土地改良区が主催する行事等で不特定多数の人間が集まる活動は国、都道府県、市町村の動向をふまえつつ必要に応じて延期又は中止する。

(4) 業務の継続

① 本計画の発動

関係機関の業務継続計画の発動状況を踏まえ、本計画を発動する。

② 重要業務の継続

本計画に基づき新型インフルエンザ等対策業務を実施していくとともに、不急な業務は縮小・中断し、重要業務を継続していく。

③ 人員計画の準備

人員計画に基づき支援可能な職員へ支援業務内容等について周知するとともに、状況に応じ業務の支援を依頼する。

④ 業務委託者等の感染予防強化

重要業務を民間業者等に委託して実施している場合は、感染予防の強化、業務継続のための体制の構築等の措置を講じるよう要請する。

3. 第三段階(感染拡大期、まん延期、回復期)の対応

(1) 実施体制

引き続き、対策本部にて情報収集及び提供、まん延防止対策及び人員の調整などの業務の継続に向けた取り組みを行う。

(2) 情報収集及び提供

① 情報収集

引き続き、国、県、市町村等から情報収集を行うとともに、事務所内での感染状況を確認する。職員等又はその家族が新型インフルエンザ等に感染した(疑い含む)場合は、対策本部に症状等の報告を義務付けることとし、対策本部は、当該職員等の感染に関する情報収集を行う。

② 情報提供

対策本部は、拡大状況に応じ事務所内の感染状況を事務所内に周知する。事務所内で感染(疑い含む)が確認された場合には、必要に応じ保健所や地方公共団体等に設置された新型インフルエンザ対策本部等へ情報提供を行う。

(3) 予防・まん延防止

① 職員等が感染した場合の対応

感染した職員等の行動を確認し、身の回りの消毒を行うとともに、濃厚接触者は、医師又は保健所等の指導により外出を自粛し容態の経過を観察する。

② 不要不急の外出等の禁止

公共交通機関を極力避けるなど、まん延防止のため不特定多数の人と接触するような外出は控えるとともに、国内外からの施設等の視察、研修等の受入れを中止する。

③ 工事等の延期、中止

漏水等の突発事故以外の工事等や外出を伴う業務については、新型インフルエンザ等の感染が一定程度終息するまで可能な限り縮小・中断する。

工事等については、まん延による工事の遅れが予想されることから、工期の延長や優先順位の高い工事からの施工等について検討する。また、受注者等との連絡が不通となることも予想されることから、連絡体制を整備する。

④窓口業務等の縮小

契約案件について、公表及び入札の方法、延期・中止等の検討を行う。契約にあたり、業者との連絡はファックス、メール等、来庁しない方法に限定する。窓口については、勤務できる職員等に対応するが、感染が拡大した場合は窓口の縮小等を検討する。

⑤勤務方法等の見直し

通勤手段、時差出勤、在宅勤務等の措置を講ずる。

(4)業務の継続

①業務継続計画の実施

引き続き、本計画に基づき対応を実施するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う。

②重要業務の継続

本計画に基づき新型インフルエンザ等対策業務を継続していくとともに、更なる業務の縮小・中断を行い、重要業務を継続していく。

③人員計画の実施

勤務可能な職員による新型インフルエンザ等対策業務及び重要業務を継続していく。

④業務委託者等への要員確保要請

重要業務の補助を民間業者等に委託して実施している場合は、当該委託者等に対しても業務を継続するために要員の確保を要請する。

4. 第四段階(小康期)の対応

(1)実施体制

引き続き、対策本部にて情報収集及び提供、まん延防止対策を行うとともに、次の流行に備えた取り組みを行う。

(2)情報収集及び提供

①情報収集

引き続き、国、県、市町村等から業務再開にあたり得られた知見等についての情報収集を行う。

②情報提供

引き続き、収集した情報については、必要に応じ職員等へ周知していく。

(3)予防・まん延防止

①感染防止対策の継続

次の流行の波に備え、また、感染していない職員等への感染防止のため感染予防対策を継続する。

②必要な物資の確認・補充

物資の備蓄状況について再度確認を行い、不足している物資があればその補充に努める。

(4)業務の継続

①業務継続計画の評価等

第三段階までに実施した対策について評価を行い、次の流行の波に備えた対策を検討していくとともに、必要に応じ計画の見直しを行う。

②一部業務の回復

縮小・中断していた業務について、政府対策本部の方針及び各地域の感染状況を踏まえつつ、再開時期の検討を行う。可能であれば一部の業務を回復させていく。

③人員計画の見直し

第二波以降に備え計画の見直しを行うが、発症・治癒した職員等はウイルスに対する免疫を持つと想定されるため、小康状態においては治癒した職員等も含めた人員計画を立てる。

④業務委託者等への要請

重要業務を民間業者等に委託して実施している場合は、当該委託者等に対して次の流行の波に備えた対策を検討し実施していくように指導する。

表6 新型インフルエンザ等の発生段階別の対応(概要)

項目		前段階 (未発生期)	第一段階 (海外発生期)	第二段階 (国内発生早期)	第三段階 (感染拡大期、まん延期、回復期)	第四段階 (小康期)
実施体制		通常業務	通常業務	対策本部の設置		▶
情報収集及び提供	情報収集	海外発生状況 海外渡航者の把握	海外発生状況 海外渡航者の把握	国内発生状況 役職員の状況	役職員の状況	業務再開について
	情報提供	必要に応じ周知	必要に応じ周知	感染時の対応方法 HIP等による広報	事務所内の状況	必要に応じ周知
予防、まん延防止	予防	役職員への啓発 必要な物資の確保	感染予防の徹底 海外渡航延期・中止の要請	感染予防の徹底		▶
	まん延防止			会議・行事等の中止・延期	罹患時の対応 不要不急の外出禁止	
業務の継続	業務継続計画	作成作業	準備	発動	実施、継続	評価、見直し
	重要業務等	検討、選定	内容確認、周知	重要業務の継続 他業務の縮小・中断		縮小・中断業務の回復
	人員計画	作成作業	準備	職員への通知、体制実施	職員への支援	見直し
	業務委託者等	準備	対応方法の確認	感染予防の徹底 体制の構築要請	▶	検討要請

第7章 管理施設等に高病原性鳥インフルエンザが疑われる野鳥が確認された場合の対応

1. 鳥インフルエンザに対する対応

管理施設内及びその周辺において、日常点検における巡視等において、高病原性鳥インフルエンザが疑われる野鳥の死骸等を確認した場合においては、都道府県または市町村役場の関係部署に直ちに連絡する。

2. 連絡系統図の整備

事務所等においては、1に関する連絡系統図を整備しておくものとする。

第8章 計画の維持・管理等

1. 関係機関等との調整

業務継続計画の策定に当たっては、関係機関等の事業継続計画、政府の行動計画等を把握し、それらを念頭に置くことも必要である。業務継続計画案を策定した後、業務遂行上関係のある関係機関等との連携を確保する観点から、必要がある場合には、積極的に調整を行う。

2. 教育・訓練

本計画について、各職員等が理解し、新型インフルエンザ等が発生した場合に必要な体制をとることができるようにするためには、研修・訓練等を通じて職員個人の能力を向上させるとともに、組織的な対応力の向上を図っていく必要がある。

また、本計画のより適切な運用等を図るため、研修・訓練等の実施・検証を通じ、また、国の動向や課題の解消を図るため、必要に応じて本計画の見直しを行う。